平成15年7月11日判決 長崎地方裁判所

平成15年(わ)第25号,第36号収賄,公職選挙法違反,政治資金規正法違反被告事件

被告人Aを懲役2年6月に、被告人Bを禁錮2年にそれぞれ処する。 被告人両名に対し、この裁判確定の日から5年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

(犯罪事実)

被告人Aは、平成11年4月30日から平成14年12月29日まで長崎県議会議員の職にあり条例で定める契約を締結する案件等の同県議会における議決に加わる等の権限を有するとともに、4年12月29日まで同議会議員の過半数が所属し、政治資金規正法による政党支部である自由民党長崎県連」という。)の幹事長として会長を補佐し、自民党長崎県連の党務を執行していたもら平成15年1月30日まで自民党長崎県連事務局長であるとともに、同法6条1項にいう会計員なされて、自民党長崎県連における収入及び支出に関する帳簿の作成、記帳並びに金銭の出納等のを補佐していたものであるが、

第1 (収賄)

被告人Aは、建築、土木等建設工事の請負等を業としているD株式会社(本店・東京都港区年8月15日、長崎県との間で、Eダム建設工事の施工請負仮契約(金額31億2900万円を経て、同工事に関する施工請負本契約を締結することが見込まれていたところ、同月30日所在のA事務所において、同社F支店C営業所員Gに対し、「Eダムが取れたことだし、こん願いしたい。」「県議会の時は私が取り仕切り、頑張りたいと考えています。」等と申し向に本契約締結に関する同県議会の承認に関し、自ら賛成票を投じるとともに、自由民主党所属の己と同様の投票をするよう働きかけるなど便宜有利な取り計らいをすることの報酬として政治求し、もつではおいます。

第2 (公職選挙法違反)

被告人両名は、共謀の上、平成14年2月3日施行の長崎県知事選挙に関し、別紙一覧表1 工事の施工請負契約を締結していた建設会社8社に対し、

- 1 同一覧表番号 1, 2及び 4 ないし 8 の各社については、平成 1 3 年 1 1 月 1 9 日 ころ、同計連事務所において、これらの会社等が加盟している社団法人 J 2建設業協会 H 支部の I 支部長もある K 副支部長ら同支部役職員 4 名に対し、「今回の知事選に対して、H 支部として 5 0 0 「L 県政 4 年間の実績に応じて協力してほしい。」「H 支部で会員の取りまとめができないの回りをして寄附をお願いするので、その根回しをしてほしい。」旨申し向けた上、同年 1 2 月番 m 号所在のM株式会社 F 支店において、同支店副支店長 N に対し、「来年長崎県知事選挙が0 0 万円の寄附をお願いします。」旨申し向けたほか、別紙一覧表 2 記載のとおり、同日及 0 p 番 q 号所在の株式会社 O F 支店ほか 4 か所において、同支店営業部長 P ら同社ほか 4 社の役場でに長崎県知事選挙に向けた選挙活動资金の実際をする 1 5 p 1 向け
- 崎県連に長崎県知事選挙に向けた選挙活動資金の寄附をするよう申し向け、 2 同月18日ころ、自民党長崎県連事務所において、長崎県との間で、別紙一覧表1番号3記締結していたQ株式会社F支店副支店長兼営業部長Rに対し、「県知事選挙のために金が要る等と申し向け、

もって、それぞれ別紙一覧表 1 記載の建設会社 8 社と請負その他特別の利益を伴う契約関係に し、上記各社に対し寄附を要求した

- 第3 (政治資金規正法違反)
 - 1 被告人両名は、共謀の上、政治資金規正法12条に基づく自民党長崎県連の平成13年に裁載した報告書(以下「平成13年分収支報告書」という。)を長崎県選挙管理委員会に提出す県連が同年に法人その他の団体からの寄附として得た収入は少なくとも1億400万円であるまでの間に、上記自民党長崎県連事務所において、上記平成13年分収支報告書を作成した連職員Sをして上記収入が1億2560万円であった旨虚偽の記入をさせた上、平成14年5町r番s号所在の長崎県選挙管理委員会に提出させ、もって同収支報告書に虚偽の記入をした
 - 町 r 番 s 号所在の長崎県選挙管理委員会に提出させ、もって同収支報告書に虚偽の記入をした 2 被告人Bは、平成11年5月29日から平成13年5月12日まで自民党長崎県連幹事長で に基づく自民党長崎県連の平成12年におけるすべての収入及び支出等を記載した報告書(以いう。)を上記選挙管理委員会に提出するにあたり、実際は、自民党長崎県連が同年3月4日一である「A'」の対価に係る収入は2億390万円であったのに、同年4月下旬ころ、上記上記平成12年分収支報告書を作成した際に、上記Sをして同特定政治資金パーティーの対例 0円であった旨虚偽の記入をさせた上、平成13年4月25日、同収支報告書を上記選挙管理告書に虚偽の記入をした

ものである。

(証拠の標目)

(省略)

(法令の適用)

被告人Aの判示第1の所為は刑法197条1項前段に、被告人両名の判示第2の各所為は同法60条1項、199条1項に、被告人両名の判示第3の1の所為、被告人Bの判示第3の2の所為は正法25条1項3号、12条1項(被告人Aについてはさらに刑法65条1項)にそれぞれ該当時について所定刑中いずれも禁錮刑を選択し、以上は刑法45条前段の併合罪であるから、同法47については最も重い判示第1の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で、被告人Bについては研の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で、被告人Aを懲役2年6月に、被告人Bを禁錮2年により同法25条1項を適用してこの裁判確定の日から5年間それぞれその刑の執行を猶予すること(量刑の理由)

本件は、長崎県議会議員であり、自民党長崎県連の幹事長であった被告人Aが、大型公共工事を 約案件の県議会での承認に関し,政治献金名下に賄賂を要求した収賄の事案(判示第1),被告人 あった被告人Bが、共謀の上、平成14年2月に施行された長崎県知事選挙に関し、 長崎県から公 ていた建設会社8社に対して寄附を要求した公職選挙法違反の事案(判示第2), 被告人両名が、 13年分収支報告書に、自民党長崎県連が寄附として得た収入を実際よりも過少に記載して虚偽0 人Aの前任者として自民党長崎県連幹事長であったTと共謀の上、自民党長崎県連の平成12年分ティーの収入を過少に記載して虚偽の記入をしたという政治資金規正法違反の事案(判示第3)で収賄の事案については、相手方である建設会社が、請負金額30億円を超える大型公共工事を発 棄疑惑により、その契約締結が、県議会で承認されるか危ぶまれていた状況下で、それにつけ込み 己の影響力を誇示して政治献金名下に賄賂を要求したもので、結果としては、その建設廃材の不満 を連想させるような強引、露骨な方法がとられている。このような方法が通用した理由については長崎県連幹事長が長崎県発注に係る公共工事の受注調整に大きな影響力を有しており、したがって は断れないというのが常識となっており、かつて寄附要求を断った建設会社がその後長崎県の公共噂が広く流布されているというような事情を供述している。もっとも、建設業者らも公共工事を受うとした場合もあるはずであり、常に自民党長崎県連が積極的で建設業者は受け身の立場で寄附る 先に述べたような本件寄附要求の状況からすると、実態はこれに近いものであったと判断せざるを公共工事受注の見返りに選挙運動の資金の提供を求めたもので、特定寄附を禁止した公職選挙法ののみならず、賄賂的な性格も濃いものであり、かかる要求が行われたこと自体、選挙の公正に対す 本件寄附要求の後、これら建設業者らから自民党長崎県連に対し、現実に政治資金規正法に違反す 附がなされ、その資金の多くは長崎県知事選挙の選挙活動に費消されたというのであるから、結果 さらには、県政の運営そのものが、このような不正な資金提供、自民党長崎県連の影

していたことを示すものといえる。結局、本件は、政党がその期待されたところにそって、公共のたしているのか重大な疑問を抱かせ、さらにはその政党が県議会で最大勢力を有する県政与党では対しても不信を抱かせた深刻な事件である。もちろん、このような事件に対しては、第一義的には受けるのが議会制民主主義の本来のあり方ではあるが、このような事件は、政治資金規正法違反が民の批判を免れるため、当然ながら秘密裡に行われるもので、そこには国民、県民の正しい審判を

の根絶を図るためには司法の場での厳正な処罰が必要である。

その上で、まず被告人名の刑事責任についてみると、同被告人は自民党長崎県連幹事長に就任し在を知らされるや、これを改めるどころか積極的に継承してこれをほかの県議らに渡すなどして自選挙に関しては、県発注の公共工事に対する自民党長崎県連の影響力を背景とする集金システムを保のために寄附を要求し、さらには建設会社の不祥事が明るみに出るや、これに乗じて賄賂を要求の犯行は、政治に対する国民、県民の期待に背を向け、自らの権勢を高め、利益を図るという、まので、強い非難に値する。

ので、強い非難に値する。 また、被告人Bについてみると、同被告人には固有の権限はないとしても事務方の責任者としてていたばかりか、被告人Aにはその存在を引き継ぎ、不明朗な資金授受の継続に決定的な役割を果ている。なお、被告人Bは、平成12年に行われたパーティー収入の過少記載について、収入を隠る会議で、目標数以上のパーティー券を販売した県議には、その超過分を分配することが決まったであり、自己はその決定に従ったにすぎないと供述している。これについては、Tを含めた県議であり、自己はその決定に従ったにすぎないと供述している。これについては、Tを含めた県議であり、自己はその決定に従ったにすぎないと供述している。これについては、Tを含めた県議であり、自己はその決定に従ったにすぎないと供述している。これについてはパーティー収入を秘密程にとは期待しがたいから、それだけで被告人Bの供述を虚偽と決めつけることはできないが、被告人とでいるが、本件パーティー収入の一部隠匿に深く関わっていることは間違いない事実であり、その責任にの役割は、長年事務局長を勤めたことによる知識経験から、特にその実務的な面においては欠くこその犯行加担も積極的であり、やはり相応の非難を免れない。

以上のことからすると、被告人両名の刑事責任は到底軽視できるものではない。

もっとも、収入の一部を隠匿して幹事長機密費として費消したり、公共工事を受注していた建設 そのものは、被告人らが幹事長あるいは事務局長に就任する以前から行われてきたことと考えられ ぎない面もあり、少なくとも被告人らの発案によるものとは認められず、被告人らのみにその責任 公平とはいいがたいこと、被告人両名とも本件犯行を認め反省するとともに、それぞれその職を移 受けていることなど、それぞれの被告人に酌むべき事情もあるので、被告人両名にそれぞれ主文の 予することとした。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑・被告人Aにつき懲役2年6月、被告人Bにつき禁錮2年6月)

平成15年7月11日 長崎地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 山 本 恵 三

裁判官 鈴 嶋 晋 一

裁判官渡部美佳は差支えのため署名押印できない。

裁判長裁判官 山 本 恵 三

別紙一覧表 1					
番号 会社名	本店所在地	長崎県との請負契約関係			
		工事名	工事施工請負 契約締結の日	請負金額	
		H1改修工事(3工区)	平成13年2月 8日	420, 000, 000円	
		H1統合補助工事	平成13年6月	144, 900, 000円	

				28日	
			I1修築工事(2工区)	平成13年7月 12日	170, 625, 000円
1	M株式 会社	北九州市 c'区j1k1 丁目	J1修築工事(-3m 岸壁補修)	平成13年8月 19日	285, 600, 000円
		I1番m1 号	H1改修工事(1工区)	平成13年9月 20日	333, 900, 000円
			J1整備工事(-5m岸 壁)	平成13年9月 28日	336, 000, 000円
			K1改修工事(2工区)	平成13年 10月17日	131, 250, 000円
			L1改修工事(1工区)	平成13年 10月18日	71, 925, 000円
2	J株式 会社	東京都文 京区n1o 1丁目 p1 番q1号	M1改修工事	平成13年6月 26日	174, 300, 000円
			N1人工湧昇流漁場造成 工事	平成13年7月 11日	540,750,000円
			O1海岸環境整備工事	平成13年7月 11日	129, 150, 000円
			P1改修工事(1工区)	平成13年7月 11日	195, 300, 000円
			I1修築工事(1工区)	平成13年7月 11日	171, 150, 000円
			Q1統合補助工事	平成13年7月 31日	54, 600, 000円
			J1修築工事(沖防波堤2 工区)	平成13年8月 28日	69, 300, 300円
			J1修築工事(内防波堤N)	平成13年9月 5日	249, 375, 000円
			R1漁港修築工事	平成13年9月 5日	212, 100, 000円
			S1地域基盤整備工事	平成13年9月 7日	46, 725, 000円
			T1修築工事(1工区)	平成13年9月 21日	309, 750, 000円
			I1修築工事(5工区)	平成13年9月 26日	180, 600, 000円
			O1改修工事(2工区)	平成13年9月 26日	133, 350, 000円
			U1修築工事	平成13年10月 24日	99, 960, 000円
			V1県単維持工事(標識	平成13年11月	168, 000円

			灯)補修	15目		
3	Q株式 会社	東京都千 代田区r1 s1番地	W1改良工事 (仮称X1)	平成12年10月 6日	5,418,000,000円	
4	株式 会社O	大阪市 d'区t1u1 丁目 v 1 番w1号	Y1設工事	平成13年10月 5日	1, 186, 500, 000円	
5	U株式 会社	大阪市 e'区x1y1 丁目z1番 a2号	Z1整備工事(A2)	平成13年3月 19日	1, 680, 000, 000円	
			B2整備工事(C2)	平成13年11月 2日	273, 000, 000円	
6	Z株式 会社	東京都中 央区b2c 2丁目 d2 番e2号	D2建設工事	平成12年3月 17日	10, 447, 500, 000円	
7	C1株 式会 社	岐阜市f2 g2丁目 h 2番i2号	E2改良工事(F2)	平成13年3月 19日	3, 906,000,000円	
8	株式 会社E 1	大阪市f区 j2k2丁目I 2番m2号	G2建設工事	平成12年10月 6日	1,680,000,000円	
			H2改修工事(地盤改 良工)	平成13年11月 5日	74,550,000円	

		a make to a			
	別紙	任一覧表2			
	番号		寄附要求年月日	要求の場所	要
3	1	株式会社O	平成13年12月13日	福岡市b'区no丁目p番q号	(同
4	2	U株式会社	平成13年12月13日	福岡市a'区 t 丁目 u 番 v 号 同社F 支店	(耳 長)

					(
	0	77 ht-P-A-51	T-10/T10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -		
5	3	Z株式会社	平成13年12月13日	福岡市a'区x丁目y番z号 同社F支店	(同 長)
6	4	C 1 株式会社	平成13年12月20日	福岡市b'区 b 1 c 1丁目 d 1番 e 1号 同社 F 支店	(
7	5	株式会社E1	平成13年12月20日	福岡市b'区f 1g1丁目h 1番 i 1号 同社F1支店	(=